本願寺史料研究所報

５４号

発行所　本願寺史料研究所
〒六〇〇―八二六八
京都市下京区七条大宮上ル
龍谷大学大宮図書館内
電話　〇七五―三四三―三三一一
内線（五四一八）
発行者　所長　赤松徹眞
発行日　二〇一八年二月一四日

〈史料紹介〉

西光寺祐俊筆「聖教目録」（下）

尾崎誠仁

解説

西光寺祐俊が准如に次いで深く敬慕したのは、性応寺了尊（一五八二～一六三八）である。十六歳年長の了尊より承けた故実を、祐俊は所々に書き留めた。本史料中、「法華問答」条（一一左、『所報』五二号掲載）には、

或人云了尊、備後国山南存覚御在国中、彼宗学者法論事。光照寺慶空ソノ所難会釈等御製作依レ望決智鈔題一巻被授与云々。重委細広彼始終述作依レ望、法華問答三巻作給云々。

と、了尊からの伝聞として存覚著作の製作由来を記す。また『法流故実条々秘録』（一―五、以下『秘録』）では、親鸞と本願寺草創に関わる諸説検討の後、了尊との交流を次のように回顧する。

性応寺了尊、寛永九年五月廿四日来臨。終日他人不交閑談之次被申候、右之儀其外御家種々故実之事、古来委弁人両三人不過候、先師了寂常々被申候由也。了尊弟子数百人候共、如此之事伝受申候両人計之由候。

僅かな人数に伝受されて来た故実を、自身が了尊から口伝されたことへの感慨と自負が窺えよう。

了尊は、祐俊に先んじて多数の日記を残した。一部はすでに刊行されているが（『慶長日記』『元和日記』『西光寺古記』『大日本史料　第十二編之五十一』）、当研究所保管の未翻刻史料のうち、了尊が畿内巡見に出た際の記事には、当時の聖教依用に関し興味深い記述が見られる。「慶長拾七壬子年正月七日夷中ニテ日次覚」十月二十

四日条には、

一夜ニ入申候、聖教読申候への旨望被申候刻、聴聞衆料足一銭ツヽ出サレ候。是ハ自然タマワリテ、何ニテモ興隆可有之者也。浄土真要鈔ノ本、口チヨリコレマコトニ仏恩ヲ報スルツトメナリトイフナリマテヨミ申候。

とあり、翌日夕に「浄土真要鈔」の続きを読み、二十六日夜に終えている。了尊は二十二日に紀州和歌浦の自坊へ帰着していた。一帯の道場報恩講を勤めるのが主たる目的である。聖教聴聞を望み、一銭ずつを了尊へ喜捨したのは、在地道場の坊主・同行衆であった。二十七日に小雑賀道場報恩講の逮夜を勤めた記事では、

一非時過ヨリ御迨夜申候。賛ミタ成仏ノコノカタハ、ユリ三ツ也。各々改悔有之。御文マツ当流ノ安心ノオモムキハアナカチニワカ也。サテ其後御伝鈔望被申候間、上巻計繙申候。御伝ノ後ノ御文夫末代ノ悪人女人ナリ。

と記し、やはり門徒中の望みにより、「御伝鈔」上巻と「御文章」二通を併せ読んだことを伝えている。この他、前後の記事では、時節柄か「御伝鈔」が多く読まれているが、「末燈鈔」も読み（十月十八・二十一日）、十一月十二日には大坂で「安心決定鈔」を読んでいる。

一非時、野田町へ参候。各々聴聞望ノ衆有之由也。抑留候間、亥ノ刻計迄居申候。安心決定鈔ノ下巻ノ口チ少読申候。種々ノ不審等有之キ。

このように見て来ると、了尊が聖教を読む場合、聴聞衆からの要望に応える形が多いことに気づく。このことは、『秘録』（二一―二〇）に、

准如上人之御代、御遷化至迄終講釈云其号不レ云。先代於御当家、不レ恥他家雖レ有学匠、講談、云事無之。自然其弟子人之依レ望浄土ノ書被読候時、或三経之不審、又一論相談、号被読候。其年数五十以後儀也云。

とある記述が事の理解を助けてくれる。学林創業前夜、准如期本願寺を中心的に支えた彼らにとっての聖教と学問について、今後改めて検討してみる必要があろう。

（おざき・せひと　本願寺史料研究所臨時勤務員・龍谷大学大学院博士後期課程）

凡例

一、今号では「聖教目録」後半部分および付箋部分の拡大画像を掲載した。

一、便宜を考え、史料の見開き毎に通し番号を付した。

一、史料には多数の付箋や貼紙が見られ、また何らかの原因で元来存したはずの付箋が剝離した痕も見られる。紙の強い皺により文言を確認しづらい箇所も少なくないため、詳細については実見をお願いしたい。

一、以下に掲載する史料画像を、本願寺史料研究所の許可なく複製・転載してはならない。

一、史料画像を使用する場合は、本願寺史料研究所に申請し許可を得ること。

《史料画像》(二〇右)

一二不思議門巻　一巻　同作

一三身義　一巻　同作

(二〇左)

一他力信心聞書　本末二巻　了海作

一還相廻向聞書　一巻　同作

(二一右)

一教化集　一帖　作者未詳　鎌倉末

一真宗明文鈔　上下二巻　作者未詳

(二一左)

一浄土文類集　取意抄出　親鸞上人御作ト

紙数十七ハ　本帝ノ面ト云フ
文筆ニ来迄ハ流行往生ヲ自力ノ行名ケ
奥ニ云元亨二年壬戌十二月十日書之　和尚空慧
年代ノ如ハ存ス三年ニ成ハ
大作者如云　元亨九年ニ成
如経ハ浄土文類　取意抄出アリ　祖師ノ作ノ文類
取抄ノ事ハ

（二二左）

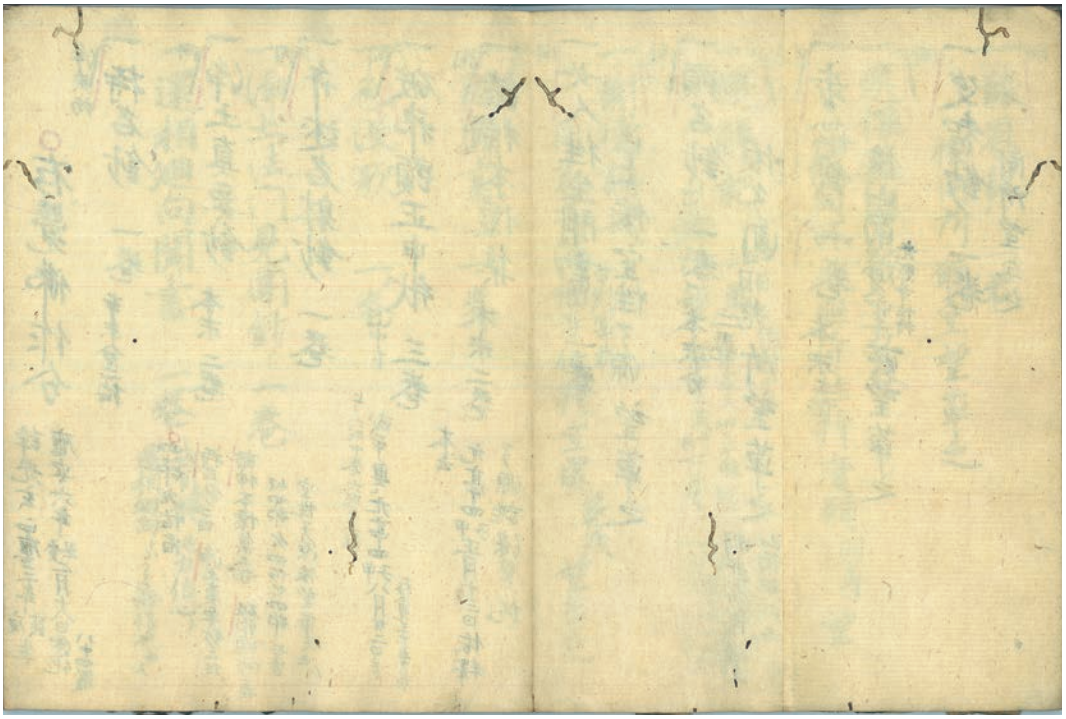

（二二右）

（二三左）

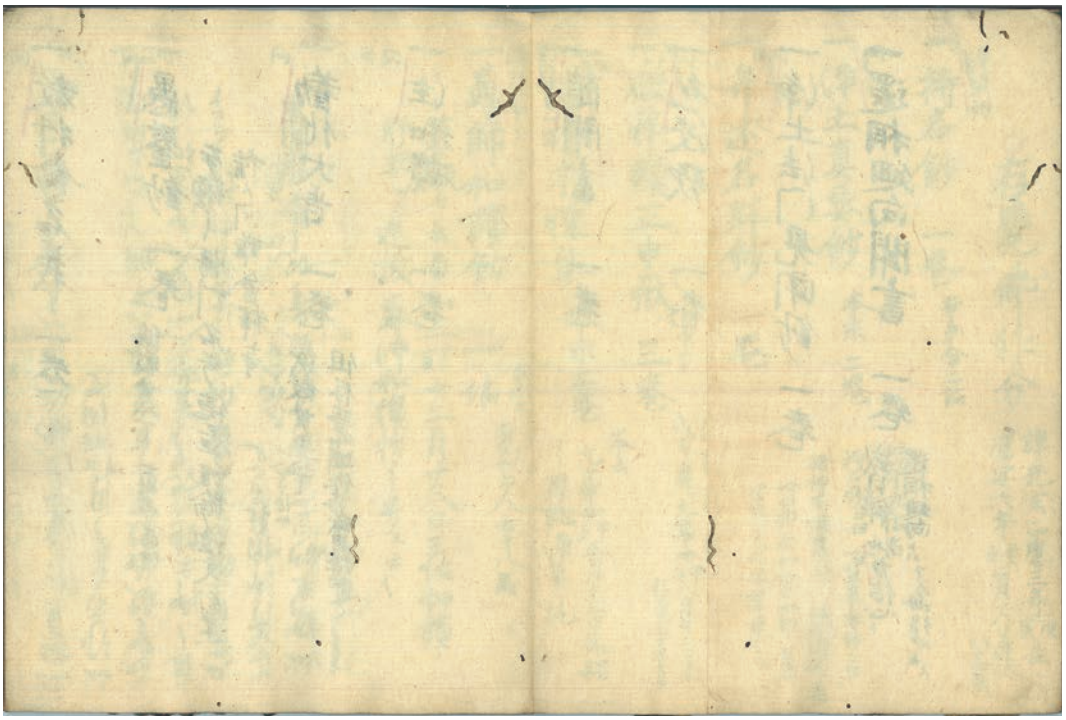

（二三右）

(二四左)

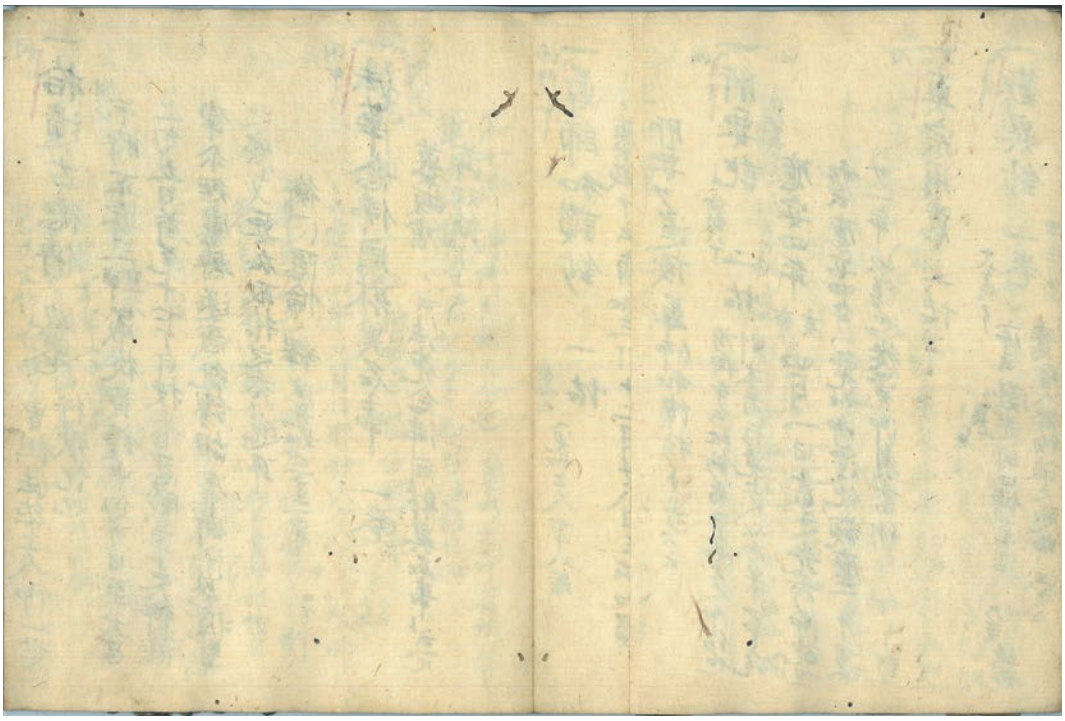

(二四右)

(二五左)

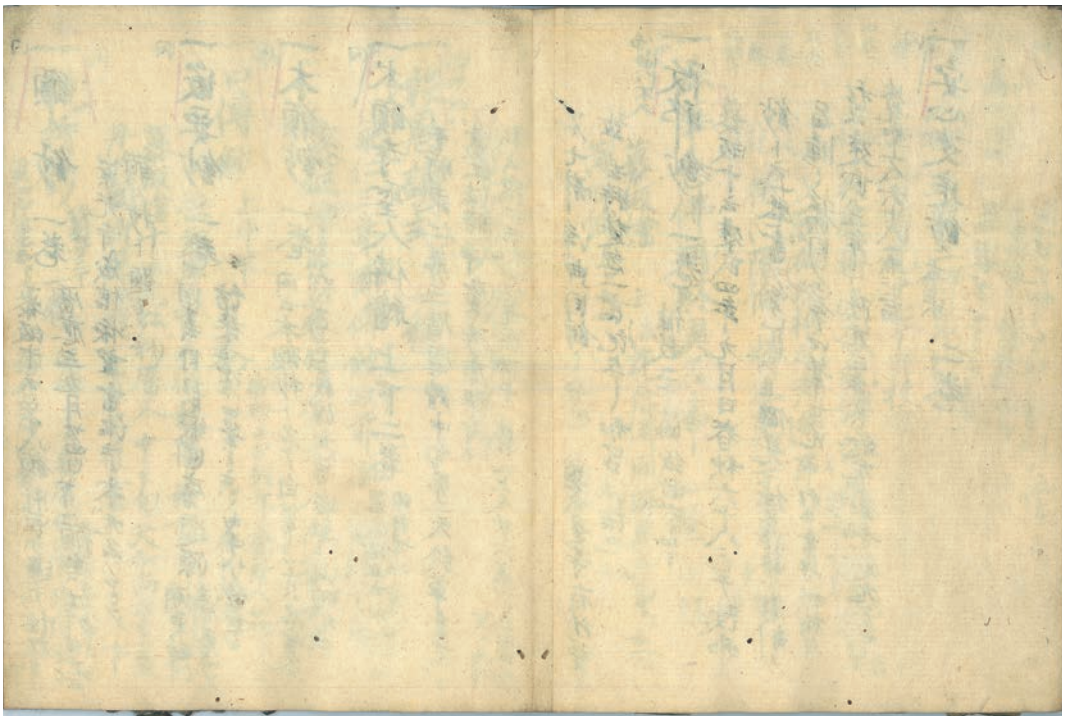

(二五右)

（二六右）

（二六左）

（二七右）

一慶安元年戊子九月十九日五時　同廿二日石塔
江戸ヨリ高野山ヘ本札付　御本寺ヘ被為上
一切経都合大箱五十六但内中箱上ノ蓋
左ノ五箱一箱在
小箱合壱百弐十五　銅板十五枚　大箱ノ板也
右代銀弐拾七匁五分

戒因縁経巻第十　奥云姑
姚秦三蔵竺佛念譯

奉彫造　佛説一切経蔵
今上皇帝　玉體安穏
東照権現　倍増威光
四海泰平　國家豊饒
佛法紹隆　利益無窮
征夷大將軍左大臣源家光公吉祥如意
日本武州江戸東叡山
山門三院執行探題前毘沙門堂大僧正　天海願主
正保三年丙戌暦十二月二十四日

（二七左）

（二八右）

經館分職林氏幸宿花谿居士
使剖剛氏而鋟之梓

剖　剖也殺
剛　剛同
鋟　鋟版刻板

（二八左）

一貞元入蔵録上云合大小乘經律論及賢
聖集傳兼貞元入蔵經惣一千二百三十八
部合五千三百五十一卷四百九十九帙上已
此録上卷大小乘經律論舉之了後
龍樹天親等以下諸高僧等傳記并
所造書籍等惣録百四十五部六百三
十一卷六十七帙是云賢聖集
又云賢聖集者自漢明以來僧衆俗人

（二九右）

所編造書也偽經偽論亦同構之更
非一文名亦非序傳記
一又云開元七千貞元五千也謂玄宗治
元年丑号開元人七千余卷也逆七十三
年後德宗治六年丑号貞元元人五
千餘卷也云人
私云唐代廿二代合三百八十九年初七代盛唐云
次五代中唐云次十代晩唐云
唐代始高宗帝武德元戊寅日本惟古天皇廿六年

（二九左）

（後表紙）

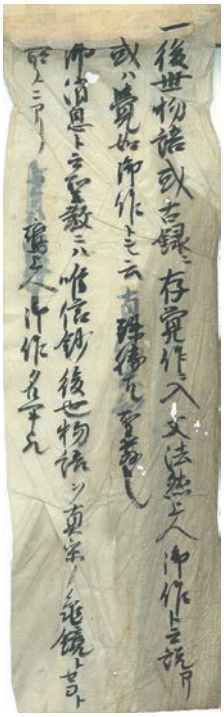

（四右　右下部付箋）

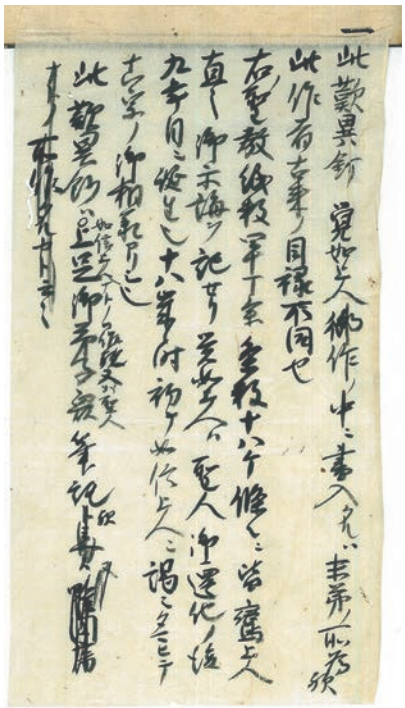

（七左　右下部付箋）

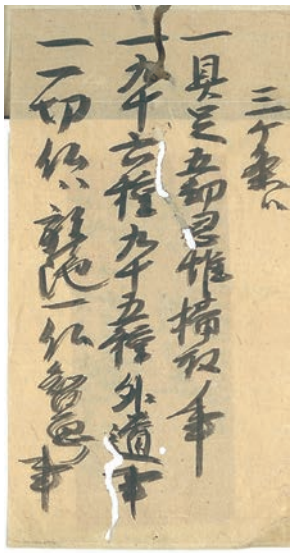

（九左　左下部付箋オ）

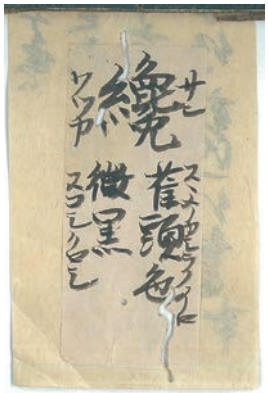

（九左　左下部付箋ウ）

（一一左　左下部付箋）

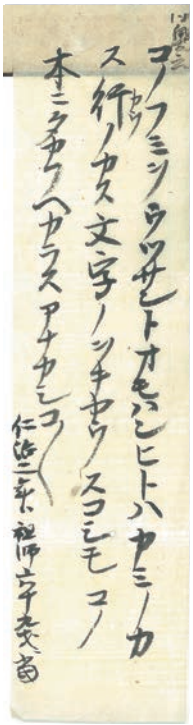

（一九左　右下部付箋）

（二八右　中上部付箋オ）

（二八右　中上部付箋ウ）

（以上）

「近世の本願寺、その日その日」

頁に少し余裕がありますので、十六頁を目指して京都の山科にあった本願寺の別荘の露山について、判ったことを書いてみます。

【避暑の別荘としての山科露山】

上原芳太郎は『楳牕餘芳』（項目番号三一〇、護持会財団、一九二七年、一八八頁）で、京都山科の露山について次のように記しています。

寂宗主の時、山科露山に浸雲亭を開き、避暑の所に充られしこと旧記に出でたり。（中略）広宗主の時（中略）建物は概ね荒廃に帰せしなるべし。御幸橋献架の砌、松を伐り尽し、次で他に譲渡せられたるが、円如上人墳墓の後山の頂に「六条御殿」と鐫りし標石ありて、明治十七八年頃までは残りてありたり

上原が記している「浸雲亭」という呼称の根拠となったのは、慶証寺玄智の「大谷本願寺通紀（巻三）」（『真宗史料集成　第八巻』同朋舎、一九八三年、三九二頁）の元禄十年（一六九七）「七月、山科露山営浸雲亭、以為避暑之所」という記述だと考えられます。

しかし、露山における本願寺の避暑の別荘としての建物に扁額「浸雲」が掛かっていたことは間違いありませんが、筆者は、近世の日次記類で浸雲亭という名称は一

回も目にした記憶がありません（なお、「浸雲」の扁額は、本願寺の蔵に現存しているようです。寂如宗主の筆と聞いています。ただし、残念ながら筆者は未見です）。筆者の展開している範囲の日次記類では、ほぼ露山と記載され、まれに小山村御別荘・下屋敷・山科御屋敷・小山村御別殿などと記載されます。

「（仮称）御堂日次之記」（以下、すべての項目で「日次之記」と略記します）によって元禄十年（一六九七）六月から九月ころの寂如宗主の動向を追いかけてみると、寂如宗主は六月に入って酷暑のために暑気あたりになり、露山に長期間にわたって保養滞在します。寂如宗主は六月六日に池永主税を使者として、所司代小笠原佐渡守に「酷暑ニ付、露山江御登山御逗留之御届」を提出します（「日次之記」元禄十年六月六日条）。そして、翌六月七日に寂如宗主は龍谷山（大谷本廟）に廟参したのちに清水成就院へ御成し、それより露山に「登山」します。元禄十年六月七日条を示しておきます。

一同（辰刻）刻半、龍谷山江御廟参、夫ゟ清水成就院江、彼地ゟ又露山江御登山

この露山滞在は二十日まで続きます。「日次之記」元禄十年六月二十日条には次のようにあります。

一戌刻半、露山ゟ還御

右者未御逗留之筈候得共、諸司江被為成候故、御中帰り也

一旦、本山に戻った寂如宗主は二十一日には新門とともに松平紀伊守方に御成します。六月二十日条に「御中帰り也」とあるように、二十二日からはふたたび露山に「登山」して、本願寺に還御したのは七月十七日でした。

露山に滞在している期間中は、宗主としての執務は新門に任せることもありましたが、必要があれば露山の寂如宗主に報告がなされ、寂如宗主が露山から指示を出していたようです。付き合いの上で断れない諸家への御成も、露山から直接、御成するような状況でした。

「日次之記」元禄十年六月二十五日条には、「竹内御門跡様就御灌頂、大門様従露山一乗寺江御成」とあります。この寂如宗主の御成について、還御の記事は見あたりません。寂如宗主が本願寺へ還御したのは、前記のように七月十九日ですので、一乗寺からは露山に還御したと考えられます。

寂如宗主は、このあと七月十九日から八月十一日まで京都の夏の暑さを避け、かさねて露山で暑気あたりの保養に努めています。さらに八月二十六日に露山に御成したときには、夕刻より姫君も露山に御成しています。寂如宗主の酷暑を避けるこの夏の露山への御成は、八月三十日から九月五日までの滞在で終わります。「通紀」の「露山営浸雲亭」という記述は、寂如宗主がこれだけ長

く滞在することとなり、避暑の別荘としての露山に寂如宗主が自筆の「浸雲」という扁額を掛けたことが、慶証寺玄智の認識に影響をあたえたところに成立した記述である可能性を感じます。

寂如宗主が露山で暑気あたりの静養に努めている時のエピソードを一つ紹介しておきます。「日次之記」元禄十年八月十六日条です。

一同刻（辰刻）、江戸小川夫左衛門方へ下間大進ゟ書通之趣、先日為大御門主御機嫌御窺、主税方迄貴翰之趣具致承知候、先以其御地静謐（中略）大御門主御機嫌も此間者御快被成御届候故、御下屋鋪ゟ御帰寺被成候、然者露山御茶屋御懸物ニ被成候様ニと思召、解□院様ゟ御拝領之探幽筆滝之絵、表具抔御物数寄ニ御申付被成、御献上遂披露候処、別而御満足之御事ニ而、早速御床被懸、御自愛之御事ニ而御届候、右之趣拙者ゟ相意得可申進由被仰候故、如此御届候（後略）

江戸の小川夫左衛門は、露山に滞在している寂如宗主に狩野探幽筆「滝之絵」を、表具なども寂如宗主の好みに配慮し「御物数寄」に申し付て献上しています。寂如宗主はこの絵をとりわけ気に入り、「露山御茶屋」の「床」の「御懸物」として鑑賞していました。

では、これ以前に露山には何があったのでしょうか。玄智が「露山営浸雲亭」と記した「営」を、「浸雲」の額を掛けたほどの意味に理解すれば、元禄十年七月以前に、露山にはなんらかの建物が存在していたはずです。日次記類に記載される寂如宗主の露山御成の記事からすれば、これ以前に何度も露山に避暑のために御成したり、松茸狩り・花見などでも御成して宿泊したりしていますので、そのための施設が元禄十年七月以前から存在していなければなりません。

「日次之記」で、確実に複数回はその丁を展開し目にしてきたはずの元禄五年（一六九二）八月二十一日条に、その回答がありました（つまり筆者は複数回、見落としてきたということです）。寂如宗主は、所司代小笠原佐渡守に十八日に申請しておいた関所証文（通行手形でしょうか）の請取に、池永主税を使いとして派遣していました（なお、あとに史料を提示するように、本願寺の宗主の御成で関所を越えるときにはフリーパスではなかったということです。所司代に事前に許可（届出？）を得て、還御のときもその旨を報告しておく必要があったようです。これが下向となると、通過する街道の領主へも事前の了解が必要でした。別の機会に紹介できればと思います）。

その関所証文の請取の際に所司代側から「扨山科ニ者御寺御座候哉」と質問されるのですが、それに対して次のように回答します（元禄五年八月二十一日条）。

扨山科ニ者御寺御座候哉と尋被申候故、御堂者無御座候、右之御領山ハ御門主御母公御隠居所ニ而御座候、今月者御祥月ニ而候故、毎年御登山御看経御勤之事御座候、惣而年中一両度茂御泊り掛ニ被為成候事ニ御座候由申候得ハ、委細承届之由申候

「御門主御母公」とは、良如宗主の室で寂如宗主の生母の揚徳院寂照です。寂照は延宝三年（一六七五）八月十七日（「日次之記」の同日条）に五十二歳で亡くなっていますので、その隠居所となれば延宝三年をそれほどは遡らない時期に成立していたのであろうと想像されます。一つの可能性としては、寂如宗主が鷹司家の娘を内室に迎えた寛文七年（一六六七）が考えられます。

現存する日次記の記述に何か参考になりそうな記述がないのか、以下、筆者の探索が及んだ範囲で記事を紹介しておきたいと思います。

可能性を感じる寛文七年については、残念ながら日次記が残っていません。現存するのは寛文十一年（一六七一）分からです。「日次之記」寛文十一年八月十五日条によれば、揚徳院寂照は小山に御成しています。同条には「巳ノ刻、揚徳院、小山ニ御成故、為御見舞葡萄一籠」とあります。この日以降の「日次之記」を点検してみても揚徳院寂照が本願寺に還御した記事は見いだせませんので、本願寺には戻らずに小山村で養生していたと考えられます。その間に息子の寂如宗主は生母の揚徳院寂照にたびたび見舞に御成するとともに、見舞の品を贈っています。

寛文十一年十月朔日条には、「辰刻、杉折一ツ、小山へ揚徳院様御見舞ニ被遣候」とあります。十二月十日条には「辰刻、小山養徳院様へ菓子一ツト御書ニ而参候」、翌十二年四月八日条には、「巳ノ刻、小山揚徳院様へ竹子、飯鮓壱桶・御書被進候」とあります。

この時期の「日次之記」を点検して、寂如宗主の御成場所を抽出してみると、気になる御成先がでてきます。小山に御成という記事よりはるかに回数が多く、時期によっては集中的に御成している場所が「隠居」です。筆者が残っている「日次之記」で最初に気づいたのは寛文十一年六月二十五日条で、「未上刻、御隠居へ御成（中略）申ノ刻還御」未の上刻から申刻に還御となると、移動時間を考えると微妙かもしれませんが、御成の回数は他の御成場所と比較しても圧倒的な回数になります。「隠居」への御成が集中している時期の一つである延宝三年の四月から五月を例示しておきます。「隠居」への御成は四月十三日・十五日・十七日・二十日・二十三日・二十五日・二十八日・閏四月朔日・三日・七日・九日・十三日・十七日・二十二日・二十三日・五月十五日・十六日・十八日・二十日・二十二日となります。この「隠居」を山科小山村の養生している生母の揚徳院寂照とは考えられないでしょうか。可能性はほとんどないと思いますが、微かな可能性として示しておきます。

延宝三年八月十七日に揚徳院寂照が亡くなって以降、寂如宗主は前引の「日次之記」元禄五年八月二十一日条にある、揚徳院寂照の祥月命日と「惣而年中一両度茂御泊り」という以上の回数を小山に御成しています。また、回数は少なくなるのですが「隠居」にも御成しています。

そして具体的な内容は不明なのですが、「日次之記」延宝六年（一六七八）三月朔日条に「同刻（辰刻）、五味藤九郎殿江御使富嶋頼母、御口上相尋申候処、山科御屋敷之義ニ付参候与計記置可申旨、頼母被申候」とみえる山科御屋敷の記事や、七回忌の済んだ「日次之記」天和三年（一六八三）三月二十三日条の「山科御屋敷之儀ニ付、下間刑部卿・富島頼母、小堀仁右衛門へ参上、意趣申入候、御返事被得其意候由也」とある山科御屋敷の記事などは、揚徳院寂照の隠居所としての建物から、避暑の別荘への改築などに関係しているかと想像しています。しかし、宗主の露山への御成は時代を下るにしたがって徐々に少なくなっていきます。もちろん筆者の見落としの可能性が大であることを否定しません。

そのような状況ですが、前記したように宗主の露山への御成が自由ではなかったと考えられる事例を提示しておきます。「日次之記」文政七年（一八二四）閏八月十八日条に次のようにあって、所司代に対して事前の届けと還御後の報告がなされています。

所司代

一　内藤紀伊守殿
大御所様小山村御別荘江被為成候ニ付、御届被仰入之
御使
清水左馬

そして本如宗主は翌日の十九日に小山村御別荘へ御成し、二十三日に還御します。還御の届けについて「日次之記」閏八月二十四日条には、

一　内藤紀伊守殿役宅へ
大御所様小山村御別荘ゟ昨夜還御ニ付、御届ケ被仰入之

とあります。残念ながら、どのような御成場所の場合に所司代への届けが必要であったのかや、お忍びや内々の御成の場合は（そもそも誰・どこに対して、お忍びや内々であったのかについても詰めきれていません）どのようであったのかなど整理しきれていませんが、所司代への届出についてのヒントになりそうな事例を一つ提示しておきます。

文政四年九月十日～十一日の本如宗主の露山への御成は、十日に所司代松平和泉守役宅に御成が届けられ、十二日に還御が届けられています（「日次之記」同年九月十日条・十二日条）。このときの御成は、平行記事が確

認できた関雎殿「御日記」文政四年九月十日条には、「大御所様、大津并小山御旅宿被為□、御出門正寅刻、則十一日小山ゟ還御」とあって、本如宗主は逢坂の関を越えて大津にも御成していました。

文政七年閏八月のこの本如宗主の御成の記事以降、筆者が見た範囲の日次記より抽出した筆者の記事メモでは、文政九年（一八二六）八月十六日から十八日に本如宗主が露山へ御成したのが最後です（このときも前日の十五日に所司代松平周防守に事前の届出をし、還御の翌日の十九日に届出をしています）。

筆者が露山の記事を念頭に置きながら展開できている「晟章殿記録」の安政五年（一八五八）から文久元年（一八六一）では、宗主とその家族が別荘と呼称されることもある宿泊施設に御成したのが五回確認できます（「日次之記」の展開を終えているのですが、この時期の「日次之記」では展開のときに露山に対して筆者の意識が集中できていませんでした。筆者の見落としの可能性があります）。いずれの御成も露山への御成ではなく、距離的にはるかに近い東山の霊山翠紅館への御成です。

その他に幕末期に宗主や家族の御成の対象になった本願寺の別荘には、馬町の遮莫亭や渋谷の開扇亭・嵯峨の洗心亭などがあったことが、諸種の日次記で確認できます（翠紅館・遮莫亭・開扇亭・洗心亭については、それぞれ項目をたてて、筆者の定年の「挨拶代わり」の歴史コラムに書きました。種智院大学密教学会『密教学』五五号、二〇一九年三月に掲載される予定です）。

しかし、とにもかくにも、すぐあとで史料を提示するように、山科の露山は屋根の修復を繰り返しつつ何らかの建物としては維持されていたようです。ただし、宗主の避暑や保養のための別荘としての露山よりも、頻繁に登場するようになるのは本願寺御手製の茶園と製茶場としての露山です（この点については、筆者が編集を担当していたときの『本願寺史料研究所報』四六号、二〇一四年二月刊で坂本博司氏に「不用の壺」と題した論考を執筆していただきました）。山科の露山は、管理人として留守居が常駐し、製茶に必要な建物が利用されていくことになるのだろうと考えています。留役所「諸日記」天保十二年（一八四一）七月二十日条には（以下、すべて「諸日記」と略記します）、露山御屋敷番辻半右衛門が褒美として鳥目二貫文を下されている記事があります。褒美の理由として「露山御別荘御掃除」の他に、「御山竹木等、茶園追々御益筋ニ相成候様致心配候ニ付」が挙げられています。

露山の主体となる屋敷については、屋根の修理記録が「諸日記」天保十四年（一八四三）六月二日条に残っています。「諸日記」には、次のようにあります。

一露山御屋敷御屋根替、御留守居ゟ申出候趣、御賄奉行左膳伺帳を以申出候事

露山御屋敷

御留守居
辻半右衛門

露山御屋敷御屋根一両年以前より御破損相成居候所、当春来所々雨もり、御指屋根ニも相成不申候ニ付、御屋根替被仰付候様、半右衛門願出候、尤御屋根替年限次第ハ別書之通り申出候、此段奉伺候

露山御屋鋪御屋根替年限、左之通りニ御座候

一文化元年子六月
一文化十一年戌七月、十一年目
一文政七年申七月、十一年目
一文政十二年丑三月、六年目
御指屋根ニ相成り
一天保三年辰八月、四年目
一当卯年迄十二年目ニ相成り、尤五ケ年跡、亥年十二月指屋根仕候処、此節にてハ所々雨もり、御屋根替奉願候、已上

卯五月廿八日　露山御屋敷
御留守居
大御仲居
御役所様

この記事によって、修繕を繰り返しながらも、なんとか露山屋敷が維持されていたことが判ります。ただし、修繕までの期間が年月を経過するにしたがって短くなっていることが気になります。後掲の史料によれば、屋根は麦藁葺でしたので、葺き替えに使用する麦藁の量が少なくなっていたのかもしれません。

しかし、場所によってはかなり荒廃した箇所も存在していました。「諸日記」天保十四年七月二十六日条には、

廿五日分
一露山上之御建物ニ相続キ御座候御廊下、追々御破損之処、既ニ先年風雨之比多分相崩れ、当時ニ而者以前ゟ被為在候御建物際ニ而、聊相残り御座候処、屋根谷ゟ雨洩、右御建物御為ニも不宜、猶亦此儘差置ニ而、此上相崩れ候而ハ木材・瓦等迄茂、外御用ニも相成申間敷、尤見苦敷も御座候、旁御取片付ニ相成申候而者如何御座候哉奉伺

とあって、雨漏りがひどく、場所によってはとうとう取り片付けの検討を必要とするような状況に立ち至っていました。なお、この記事によれば、瓦葺きの建物も一部に存在していたようです。

屋根の修復の記事は、「諸日記」の明治二年十一月二十一日条にもあります。

同（十一月廿一日）
一露山御屋敷家根破損、最早葺替不申候而者、雨漏等難相凌成行候間、御時節柄ニ者御座候得共、其

儘ニ難差置葺替候様仕度、就而者麦藁等先例之通、山科法中・門徒中江御頼状、左之ケ所江御下ケ奉伺候

一通　山科
西宗寺
同
一通　法中
小山村
一通　明教寺
安楽寺

（中略）
（朱筆）「伺之通
十一月廿二日下知」

露山の主要の屋敷は、明治期に入ってもなんとか留守居を置いて維持されており、屋根は瓦ではなく麦藁葺であったことや、山科の法中・門徒中によって麦藁が寄進されるのが恒例であったことなどが判明します。

上原は、本項目の最初に紹介した『楳牕餘芳』で露山が荒廃した要因の一つに「御幸橋献架」（慶応三年〈一八六七〉十月の荒神橋の完成）に際して、露山の「松を伐り尽し」たことを挙げていますが、屋根が瓦葺きではなく、麦藁葺きであるという脆弱性をもっていた点も指摘できるかもしれません。しかし、とにもかくにも「建物は概ね荒廃に帰せしなるべし」という上原の記述通りの状況が進行していたことは間違いないようです。

（歩弥紡）

※　※　※　※　※　※

《編集後記》

本号は、尾崎誠仁氏に、五二号に掲載した「〈史料紹介〉西光寺祐俊筆「聖教目録」（上）」の続編をご紹介いただきました。（上）に引き続き、（下）もカラー写真での掲載となっております。読者の皆様には、たいへんお待たせいたしました。

新たな試みゆえに、まだまだ不備も多いことかと存じますが、何卒ご容赦くださいますように。史料に関する情報を、文字レベルから少し踏み込んで、できるだけ多く読者の皆様に伝える方法はないだろうか――、今回の史料紹介をそうした模索から生まれた試みであったとご理解いただければ幸甚です。

と同時に、デジタル化やインターネット環境を駆使した史料紹介では伝えきれない情報も当然あるということを急いで強調しておきたいと思います。読み手の関心や力量次第で引き出せる情報には大きな違いが生じるとはいえ、生の史料には、それ自体が持つ息づかいのようなものも含め、実に豊かな情報が宿っています。

そうした史料の持つ豊かな可能性をどのように伝えるべきか。今回の試みを通して考えさせられたのは、そのことです。結論を急がず、いましばらく思索したいと思います。